印鑑登録の代理申請

本人が病気その他やむを得ない理由で申請窓口に来ることができない時は、代理人による申請ができる場合があります。事前に申請窓口にお問い合わせください。

なお、即日の印鑑登録はできません。

代理申請の流れ

①代理人による申請

代理人は、申請窓口に必要なものを持参し、印鑑登録の申請をしてください。
本人が既に印鑑登録をしており、印鑑登録証を紛失等している場合、印鑑登録証亡失等の届出が併せて必要になる場合があります。

≪必要なもの≫

・代理人選任届（登録者が記入し、登録する印鑑を押印したもの）
※申請に来られない理由は、記入例を参考に具体的かつ詳細に記入してください。
・登録印鑑
・代理人の官公署発行の本人確認書類（原本・有効期限内のもの）
（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等）
・代理人の印鑑（代理人が申請書等に必要事項を記入、署名ができない場合）

②登録者へ照会文書等を送付

代理人による申請受付後、印鑑登録の意思確認のため、登録者本人の居所地に照会文書等を転送不可の簡易書留で郵送します。

③印鑑登録証等の受け取り

代理人は、**申請した窓口に**必要なものを持参し、印鑑登録証明書交付申請書を記入し、印鑑登録証等を受け取ります。

≪必要なもの≫

・回答書（市が郵送した照会書下部に登録者が記入し、登録する印鑑を押印したもの）
・代理人選任届（市が郵送したものに登録者が記入し、登録する印鑑を押印したもの）
・登録印鑑
・登録者の官公署発行の本人確認書類（原本・有効期限内のもの）
（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等）
・代理人の官公署発行の本人確認書類（原本・有効期限内のもの）
（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等）
・手数料

問い合わせ先
宇部市役所　市民課
ＴＥＬ　：０８３６－３４－８２３８
開庁時間：８：３０～１７：１５
※木曜（祝日を除く）は 19：00 まで開庁